最終更新日：2022年7月8日
株式会社大泉製作所
代表取締役社長　佐分　淑樹
問合せ先：管理本部　電話番号：04-2953-9211
証券コード：6618
http://www.ohizumi-mfg.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、合理的な経営により経営の透明性を確保し、企業価値の増大・最大化を行う事がコーポレート・ガバナンスの基本目標であると認識しております。
当社はこの認識のもとに、経営の効率化を推進し、真に競争力のある利益体質企業を構築することにより、株主をはじめとして顧客、従業員と共存共栄をもたらす経営を実践してまいります。
また、グローバル・スタンダード（国際基準）のもと、グローバル化に対応し得る経営機能の強化、構築を更に進めてまいります。今後、株主や投資家の皆様に対しては、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、決算説明会・株主懇談会等の積極的ＩＲ活動を通じて、一層の経営の透明性向上を目指してまいります。また、役員および従業員のコンプライアンスの周知徹底についても、重要施策として取り組んでおります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社フェローテックホールディングス | 2,441,100 | 28.76 |
| 大泉グループ従業員持株会 | 198,600 | 2.34 |
| ソマール株式会社 | 180,000 | 2.12 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 106,800 | 1.26 |
| 松井証券株式会社 | 95,300 | 1.12 |
| 石川　靖文 | 78,100 | 0.92 |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 76,690 | 0.90 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 75,600 | 0.89 |
| 村上　正博 | 70,000 | 0.82 |
| 住友生命保険相互会社（特別勘定） | 64,700 | 0.76 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

・大株主の状況は、2022年３月31日現在の状況を記載しております。
・所有株式数の割合は自己株式（178株）を控除して、小数点以下第3位を四捨五入しております。
・2022年６月27日を払込期日とする第三者割当増資による新株発行により、同日付で大株主第１位である株式会社フェローテックホールディングスの所有株式数が770,000株増加しております。（所有株式数3,211,100株、発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 34.68%）

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 更新 | 東京 グロース |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 電気機器 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

## 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小磯　孝二 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

## 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 小磯　孝二 | ○ | ――― | 弁護士として企業法務の分野に豊富な見識を有しており、その経歴と経験を活かして特にガバナンスやコンプライアンスを中心に当社グループの経営全般に対する監督、助言等をいただくことができると判断したためです。<br>また、独立性が高いことならびに一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定いたしました。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室および監査役、ならびに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。特に内部監査室と常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |

| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |
|---|---|

## 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 大澤　頼人 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 原　勝彦 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 大澤　頼人 | ○ | ――― | 長年に亘り企業法務の実務に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、その経験を活かして法令・コンプライアンスに関する適切な指導および監査を行える人材であると判断したためです。<br>また、独立性が高いことならびに一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定いたしました。 |
| 原　勝彦 | ○ | ――― | 長年に亘り企業会計監査の実務に携わるなど、公認会計士としての豊富な実務経験と高い知見を有しており、その経験を活かして企業会計・税務・財務に関する適切な指導および監査を行える人材であると判断したためです。<br>また、独立性が高いことならびに一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定いたしました。 |

## [独立役員関係]

| 独立役員の人数 | 3 名 |
|---|---|

## その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

業績連動報酬（賞与）については、各取締役の役位に基づき、事業年度毎の会社業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度予算で定めた連結売上高および連結税引後利益の実績の予算対比の達成度により、決定しております。なお、社外取締役は職務の独立性を勘案して、支給対象外としております。
具体的算定方法は、後述の「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照願います。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 更新 | |

### 該当項目に関する補足説明 更新

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
なお、当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、当該方針を一部改定しております。その内容は、同日の取締役会において役員報酬規程の制定が決議されたことに伴う所要の改定であります。
取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は次のとおりです。
(a) 基本方針
取締役の報酬等は、金銭による固定報酬および業績連動報酬（賞与）から構成するものとし、1996年6月20日開催の第82回定時株主総会で決議された支給限度額（年額120百万円）の範囲内とします。社外取締役は職務の独立性を勘案して、金銭による固定報酬のみとします。なお、監査役の報酬等については、職務の独立性を勘案して、金銭による固定報酬のみとし、2007年6月29日開催の第93回定時株主総会で決議された支給限度額（年額40百万円）の範囲内とします。
(b) 個人別報酬に関する事項
ⅰ）固定報酬の額またはその算定方法の決定方針
固定報酬は、同業他社水準、当社の業容、当社従業員の給与水準等を考慮し、役位、職責を勘案して決定します。
ⅱ）業績連動報酬に係る業績指標の内容または数の算定方法の決定方針
各取締役の役位に基づき、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度予算で定めた連結売上高および連結税引後利益の実績の予算対比の達成度により、業績連動報酬（賞与）を決定します。
具体的算定方法は以下のとおりとします。
・各取締役の年額報酬に役位毎の係数を乗じて、各取締役の賞与基準額を算定します。
・連結税引後利益を偏重するため、上記賞与基準額をさらに連結売上高と連結税引後利益の占有率として30%：70%に分割します。
・連結売上高、連結税引後利益の実績の予算対比達成率に対する業績連動係数を定め、賞与基準額に対して、業績連動係数を乗じて賞与額を算定します。
・連結売上高達成率が95%、連結税引後利益達成率が100%を下回った場合は当該目標値に係る部分の賞与は支給しません。
・連結売上高および連結税引後利益については、それぞれの達成率に応じて賞与を支給しますが、支給上限金額を設けております。

・6月の定時株主総会終了時点で辞任した取締役に対しても業績連動報酬を支給します。
(c) 個人別報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合の決定方針
過去の実績および連結売上高、連結税引後利益の業績連動係数が100%、150%の場合の割合は以下のとおりであり、固定報酬と業績連動報酬の割合は概ね9:1程度となります。
[過去の実績] 9:1 (2017年度、2018年度、2019年度)
[係数100%] 9:1
[係数150%] 8:2
(d) 報酬付与の時期または条件の決定方針
取締役の固定報酬については、毎年定時株主総会終了後の取締役会で役員報酬規程に則して決定します。業績連動報酬については、毎年7月に役員報酬規程に則して代表取締役社長が決定します。また、監査役の報酬額については、毎年定時株主総会終了後の監査役会にて、各監査役の職務内容等、および常勤・非常勤を勘案し、全監査役の協議により決定します。
(e) 個人別報酬の内容の決定の方法
取締役会から一任された代表取締役社長が、本件方針に則して決定します。代表取締役社長に委任する理由は、各取締役の固定報酬は役員報酬規程により役位ごとの報酬額が定められていること、また、業績連動報酬(賞与)についても、前述の「(b) 個人別報酬に関する事項　ii) 業績連動報酬に係る業績指標の内容または数の算定方法の決定方針」にて算定方法が定められていること、以上より、代表取締役社長の裁量が効かない仕組みとしているためであります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は、総務部が取締役会等を含めた必要な資料および情報提供を行っております。また、社外監査役に対する情報提供は、主に常勤監査役が担当し、総務部がサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 取締役会
・取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成されており、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
・取締役は、取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行しております。
・社外取締役は、当社の経営に対する深い理解と、多面的な経営判断に必要な見識・経験を有する人物に就任いただき、経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っております。
・取締役の事業年度に関する経営責任の明確化及び、環境変化に迅速に対応できる経営体制とするために取締役の任期は1年としております。
・取締役会は、月1回定期的に開催し、担当取締役より業務報告が実施されており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2) 経営会議
・経営会議は常勤取締役、常勤監査役および執行役員等によって構成されており、経営方針等の全社への浸透を図っております。
・会社法および取締役会規程に定められた取締役会決議事項以外については、経営会議において機動的に意思決定することにより、経営における情報、判断、決定、実行の共有化を図るとともに、経営の迅速性を確保しております。

3) 監査役会および監査役監査の状況
・監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されており、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
・社外監査役は、当社の経営に対する深い理解と、監査に必要な専門知識・経験を有する人物に就任いただき、経営監査機能の強化の役割を担うとともに、取締役会等において経営全般について助言・提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の適正性の確保の役割を担っております。
・監査役の任期は、法定任期である4年としております。
・監査役会は、月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

4) 内部監査制度
・社長直轄の内部監査室を設置しており、専任の内部監査室長が社内の内部監査活動を実施しております。
・内部監査室(2名)は、各部門の業務に対し、内部監査規程および毎期策定する内部監査計画書に基づき監査を実施しております。
・各部門の監査結果および改善点については、内部監査室より代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し改善指示を出し改善状況を継続的に確認しております。

5) 会計監査人
当社の会計業務監査を執行した公認会計士は、PWCあらた監査法人に所属しております河瀬博幸氏および五代英紀氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者7名、その他11名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。これは、社外からの経営監視体制の強化を推進するためであります。各社外取締役および各社外監査役は、それぞれの専門分野での豊富な経験と幅広い知見に基づき、監視機能を充分に果たしております。

## III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社はより多くの株主様にご出席いただけるよう、定時株主総会の開会時刻を午後に設定しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 当社はインターネットによる議決権行使を可能にしております。 |
| その他 | 当社はより多くの株主様に議決権行使のための検討時間を確保していただけるよう、招集通知発送日前に招集通知の内容を当社ホームページで開示しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | IR活動の基本方針を定めており、当社ホームページに掲載しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回、第2四半期および通期の決算発表後に開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を当社ホームページのIR情報に掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR室が担当しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | ＩＳＯ14001の認証を取得し、環境保全に配慮した事業活動を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、株主、取引先および従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し、当社ホームページ、会社説明会等を通じて情報の提供を行っております。 |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2009年９月16日開催の取締役会において、会社の業務の適正を確保するための体制について決議し、また、2015年５月15日開催の取締役会において、2015年５月１日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき、同体制の一部変更について決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

（決議の概要）
1）取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・経営理念および社是に基づく「大泉製作所グループ企業行動憲章」「大泉製作所グループ役職員行動規範」をはじめ、コンプライアンス体制に係わる諸規程を整備し、法令、定款等諸規程を遵守・徹底させる。
・取締役は、他の取締役および使用人の法令および定款に違反する行為を発見した場合は、ただちに監査役および取締役会に報告し、適切な処置を実施する。
・代表取締役社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役に報告する。
・当社グループの取締役および使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われている、または行われる恐れがあることに気付いた場合に、通報または相談出来る体制として、内部通報窓口を設置する。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程等の整備を行い、適切かつ確実に保存および管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・環境、災害、品質、信用等に係わるリスクについては、社内規程にて担当部署が所管業務に付随するリスクの把握と取締役への報告を行う。
・経営管理本部がリスク情報を集約し、当社グループのリスク管理体制の構築および運用を行い、発生したリスクに関しては、適切、適法、かつ迅速に対処する。
・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長または代表取締役社長が指示する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、迅速に対処する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・規程類の整備を行い、取締役および役職者の職務権限と業務分掌を明確にし、職務執行の効率化を図り、業務の改善に努める。
・取締役会は、経営理念を機軸に策定された年度計画等を承認し、各業務担当取締役は、その計画に沿って、その達成のために業務管理を行う。
・取締役会を定時開催し、取締役会規程に定められた事項、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督する。
・日常の職務執行に際しては「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各部門の責任者が適切な意思決定手続のもと職務執行の決定を行う。

5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する部署を置き、子会社を監視・監督する。
・子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社への報告により、経営管理を行う。
・当社および当社の子会社は、経営の自主性および独立性を保持しつつ、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、当社グループ（連結ベース）の年度計画等を策定し、かつ共有する。
・当社の内部監査室は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役に報告する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
・同使用人の任命、異動等人事権に係わる事項は、監査役と事前協議のうえ決定する。
・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従うものとし、その旨を当社の役員および使用人に周知する。

7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす各種会議の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項については、その内容を速やかに報告する。
・当社は、監査役への報告を行った当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
・内部監査室は、監査役との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果および指摘・提言事項等についての協議および意見交換をするなど、常に連携させる。
・監査役および内部監査室は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図っていくものとする。
・監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い等を当社に対して請求したときは、担当部門において審議のうえ、当該費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要で無いと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
・財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
・内部統制システムを継続的に評価し、必要な是正を行うことによって、有効かつ適正に機能する体制を継続する。

10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
・「大泉製作所グループ役職員行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、いかなる取引もしない旨を基本方針として定める。
・反社会的勢力に対応するにあたって、所轄の警察署や顧問弁護士等外部機関と連携を取り、迅速に対応出来る体制を整える。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、その基本方針を取締役会で決議し、当社総務部において役職員の行動規範を整備のうえ全役職員に周知徹底して反社会的勢力との絶縁を図っております。その対応具体策として、「反社会的勢力排除マニュアル」を制定・実施し、反社会的勢力との関係を排除しております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社の会社情報の適時開示に係る状況は、以下のとおりであります。

1）適時開示の基盤となる企業姿勢
当社は、IRポリシーを定め、株主・投資家の皆様に対し、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行います。

2）適時開示に関する社内体制
証券取引所の定める適時開示規則に規定する決定事実または発生事実を認知したときは、次の手続により開示を行います。

・決定事実・発生事実に関する情報の開示体制について
当社および当社グループの各部門責任者は、適時開示規則に該当する可能性が生じた時点で直ちに、取締役管理本部長（情報管理責任者）に報告します。取締役管理本部長（情報管理責任者）は、必要な情報を収集し、事実関係を迅速に把握したうえで、関係部署、関係者と協議し、重要性の判断、適時開示規則に基づく開示要否の判断を行い、取締役会に報告し、承認を得たうえで速やかに開示を行います。

・決算に関する情報の開示体制について
決算、配当、業績予想等の決算情報については、経理本部を中心として関連情報の収集にあたり、報告を受けた取締役管理本部長（情報管理責任者）は、取締役会に報告し、承認を得たうえで速やかに開示を行います。

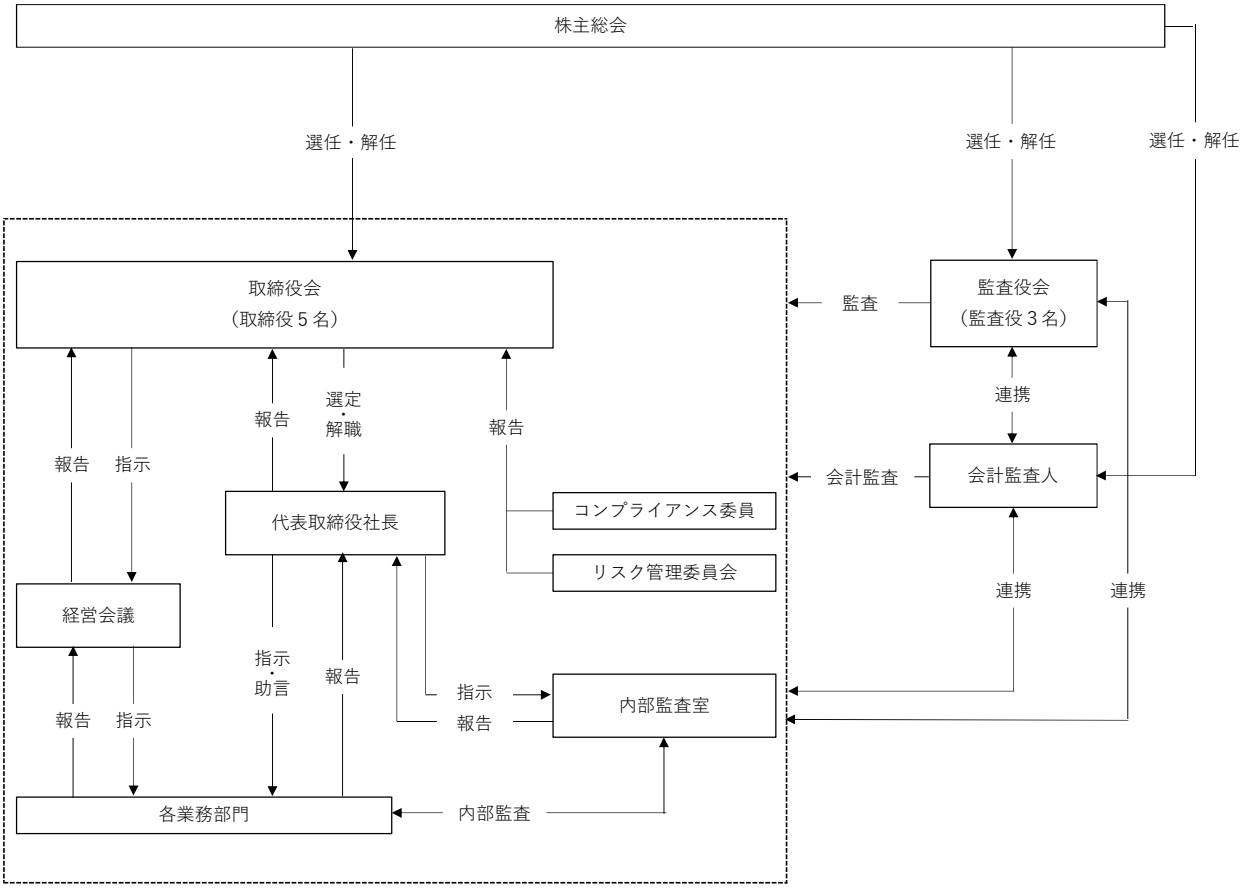
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
（取締役５名）
監査
監査役会
（監査役３名）
連携
報告
指示
報告
選定
・
解職
報告
会計監査
会計監査人
代表取締役社長
コンプライアンス委員
リスク管理委員会
連携
連携
経営会議
指示
・
助言
報告
指示
報告
報告
指示
内部監査室
各業務部門
内部監査